

ダイハツ工業(株)の出荷及び生産の停止により影響を受けた 中小企業者の皆様へ融資制度のご案内 【地域経済変動対策資金】

制度の内容

12月26日
取扱開始

指定事業者:ダイハツ工業株式会社

融資対象者:指定事業者の事業再編等の事業活動の変更の影響により、
次のいずれかに該当する中小企業者等

- 取引総額のうち指定事業者との取引の割合が10パーセント以上を占める者のうち、
次のいずれかの要件を満たす者
 - 最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比べ5パーセント以上減少している者
 - 最近1か月間の売上高等が前年同月の売上高等に比べ5パーセント以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べ5パーセント以上減少することが見込まれる者
 - 新たな取引関係の構築、新事業の展開、販売促進のための新たな取組又は新技術・新製品の開発等を行うための具体的な事業を実施する者
- 指定事業者との取引関係はないが、指定事業者の事業活動の変更を受けて、経営の安定に明らかに深刻な影響が生じていることが認められる者のうち、次のいずれかの要件を満たす者
 - 最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比べ5パーセント以上減少している者
 - 最近1か月間の売上高等が前年同月の売上高等に比べ5パーセント以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べ5パーセント以上減少することが見込まれる者
 - 新たな取引関係の構築、新事業の展開、販売促進のための新たな取組又は新技術・新製品の開発等を行うための具体的な事業を実施する者

資金使途: 運転資金、設備資金又は借換資金

※借換資金は、新規の借入に併せて保証付の既往借入金を取りまとめる場合に限る。

融資限度額: 2億8千万円

融資期間: 10年以内(据置3年以内含む)

融資利率: 年1.43%

保証: 信用保証協会の保証が必要

保証料率: 0.23%~0.68% (9段階)

※経営安定関連保証(セーフティネット保証)5号、7号又は8号の適用を受ける場合、
保証料率は0.35%、2号、4号又は危機関連保証の適用を受ける場合、0.40%とする。

【取扱期間】令和5年12月26日(火)から令和6年3月31日(日)融資申込受付分まで

申込み窓口

最寄りの金融機関、商工会議所、商工会、鳥取県商工会連合会、鳥取県中小企業団体中央会

お問合せ先

鳥取県 商工労働部 企業支援課 (電話)0857-26-7249 (ファクシミリ)0857-26-8117